

## 正誤表

①117頁下から3～2行目、および②310頁2行目について、下記のように訂正し、お詫びいたします。  
(編集部)

### ① 117頁下から3～2行目

**誤** (下線部) :

裁判所へ問い合わせられたい。なお、大阪地裁の取扱いでは、司法書士が関与している申立ての場合の予納金として30万円が必要とされていたが、平成15年3月現在では、その金額は15万円にまで減額されている (ただし、官報掲載費用として別途1万円程度必要)。

**正** (下線部) :

裁判所へ問い合わせられたい。なお、大阪地裁の取扱いでは、司法書士が関与している申立ての場合の予納金として30万円が必要とされていたが、現在では、申立段階では予納金の必要はなくなり、個人再生委員が選任される場合には、30万円の予納金が必要となる (ただし、官報掲載費用として別途1万円程度必要)。

### ② 310頁2行目

**誤** (下線部) :

任される。他方、大阪地裁では、弁護士申立ての際は個人再生委員を選任せず、司法書士申立ての際は個人再生委員を選任する方針をとっているが、現在では申立段階での予納金の必要はなく、個人再生委員が選任される場合には、30万円の予納金が必要となる)、財産価額の評価等については、小規模個人再生の場合と同様である (なお、法244条・223条・228条・237条2項)。

**正** (下線部) :

任される。他方、大阪地裁では、弁護士申立ての際は個人再生委員を選任せず、司法書士申立ての際は、以前は個人再生委員を選任する方針をとっていたが、現在では申立段階での予納金の必要はなく、個人再生委員が選任される場合には、30万円の予納金が必要となる)、財産価額の評価等については、小規模個人再生の場合と同様である (なお、法244条・223条・228条・237条2項)。

以上